

長崎県西彼杵郡長与町における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

令和元年12月5日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成14年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきました（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

1 日時等 令和元年12月12日（木）

- ① 8時45分～ 9時35分
- ② 9時45分～10時35分
- ③ 10時45分～11時35分
- ④ 11時45分～12時35分

2 場 所 長与町立長与第二中学校

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷322番地

3 講 師 公正取引委員会事務総局九州事務所職員

4 対象者 長与町立長与第二中学校 第3学年 4クラス（計140名）

5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の競争方法、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合は、令和元年12月11日（水）までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局九州事務所総務課

電話 092-431-5881（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

- ※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽に御連絡ください。
- ※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 企業が競争をしているから消費者が安くて質のいい商品が買えることが分かった。(生徒)
- 将来関係してくることなので勉強できてよかったです。(生徒)
- 独占やカルテルがどうして悪いのかが分かった。(生徒)
- ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。(先生)

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
H28年度	54校	33校	109校
H29年度	58校	46校	110校
H30年度	61校	54校	121校

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 九州事務所
総務課 担当：藤吉
TEL 092-431-5881（直通）